吉備中央町ふるさと納税検証会からの８提言に係る
吉備中央町の再発防止の取組について

～法令遵守による健全なふるさと納税制度の運用に向けて～

令和８年１１月

吉　備　中　央　町

1　はじめに

吉備中央町は、令和７年６月13日付（施行日は令和７年６月17日）で、地方税法第37条の２第６項及び第314条の７第６項の規定に基づき、「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消し」を受けた（以下「本指定取消し」という。）。

本指定取消しの理由としては、ふるさと納税から得られた基金を財源として町の農業振興事業の一つとして行っていた、「ふるさと米出荷農家奨励金（以下「奨励金」という。）」が、吉備中央町ふるさと納税の「米作り農家応援事業」の返礼品である米を出荷した農家に対してのみ交付しており、奨励金算定に当たっても出荷数量を基準として積算されていたため、調達費を補填しており実質的に調達費とみなされたことによるものである。

本指定取消しを受け、町では吉備中央町ふるさと納税検証会（以下「検証会」という。）を設け、ふるさと納税制度の運用の検討や再発防止策について検証を行っていただき、ふるさと納税制度復帰に向けての政策提言をいただいたところである。

この度、検証会からいただいた政策提言について、町としての対応方針を決定したため次のとおり示すものである。

2　政策提言に対する対応方針について

（１）提言１

【提言】安易な判断で制度を運用することなく、制度改正の通知などを適正に理解した上で、制度運用に厳格に努めること。
【要旨】法律や事務上において解釈の助けとなるＱ＆Ａなどがこれまで改正されてきていたが、その都度、内容を理解・把握した上で現行の運用見直しなどが行われていたように見受けられなかった。この事が原因となり、奨励金制度について最終的に調達費用に含まれると判断されるに至った。事務を行う上で、今一度最新の法律やＱ＆Ａなどを正確に理解した上で運用に取り組むことが、制度違反防止の根幹であると考える。

○　対応方針

①　制度に関する通知やＱ＆Ａについて、認識合わせを各担当及び上司を含めて実施を行う。

②　町執行部と制度改正などは共有するとともに、吉備中央町協働のまちづくり寄附金事業推進会議（以下「推進会議」という。）とも共有を行う。

③　法的根拠に基づいた意思決定を行い、意思決定時には常に法的根拠の確認の徹底を行う。

（２）提言２

【提言】複数人が制度を深く理解した体制づくりを行うことにより、誤った理解による運用防止に努めること。具体的には、兼務でなく専属の職務として２～３人程度の「ふるさと納税班」として、独立した班体制を構築して制度運用に取り組むこと。
【要旨】担当者など、少人数の受け止め方に大きく影響された運用が行われているように思われた。また、担当者も事務を兼務で行っており、制度を深く理解した者が複数人いたと感じられない運用体制であった。 　このことから、制度を深く理解した者が複数人いる体制づくりによって、安易な又は誤った理解による運用の防止を行うことが必要であると考える。

○　対応方針

①　ふるさと納税に取り組む事業ごとに担当を設けるなどを行い、業務が個人に集中しない管理運営体制の構築を行う。

②　毎日のミーティング等により、随時意思疎通を図り協力体制の構築を行う。

③　事業規模及び寄附額の規模等を参考に、柔軟な人事異動等に努める。

（３）提言３

【提言】県及び国等が行う研修会に積極的に参加し、制度理解に努めること。
【要旨】制度改正等がなくても、今以上に研修会等に積極的に参加して、制度の理解に努めることが必要であると考える。

○　対応方針

①　岡山県が開催する事務担当者会や説明会等に積極的に参加し、制度や改正事項等について確実な習得を行うとともに常に意識の向上を図る。

②　研修会等により得られた知識を、部署内で共有する。

（４）提言４

【提言】問題が生じた場合など、首長との協議を素早く行うなど危機意識を持った運用を行うこと。また、制度に合った対応策の提示を適正に行うことにより、混乱防止に努めることが重要であり、制度運用の検討・検証を行う場として推進会議を積極的に活用すること。
【要旨】制度の運用に疑義が生じた場合や返礼品の価格が高騰したときなどに正確に情報を整理して素早く首長の判断を仰ぐ観点に欠けている点が感じられた。併せて、制度に沿った対処策の提示が適正に行えていない点も感じられ、対応が二転三転することがあった。事務を進める上で、運用に疑義が生じた場合などは正確な情報の整理と制度に沿った対処策の提示をもって素早く首長と協議を行うことが必要であると考える。 　また推進会議は、制度に即した運用が行えているか検討・検証を行う場であると位置付けすることにより、多角的視点からの検証がより充実すると考える。

○　対応方針

①　制度運用に関し、常に適切で的確な判断を得られるように、必要な情報収集を行っていく。

②　推進会議について、制度運用の状況を検討・検証する場として活用していく。

（５）提言５

【提言】県及び国に助言を得られる関係・体制づくりに努めること。併せて文書等で相互に記録を保管しておくこと。
【要旨】今回の検証を行う中で、過去に何回か見直しの機会があったと思われた。しかし見直しに繋がらなかったのは、制度に対して県等との曖昧な解釈を残したまま協議を終了していた点に原因があると思われた。そのため、今後は曖昧な点や不明な点は県等と突き詰めて問題を解消して制度の運用を行う体制づくりが必要である。 　また、相互に記録を残してお互いに確認を行っておくことは、後々の検証のためにも必須と考える。

○　対応方針

①　県担当課との協力体制を構築する。

②　制度運用に関して、疑義等発生したときは速やかに県担当課に相談し県及び国の判断を仰ぐ。

③　制度に関する疑義等の協議記録を文書で残し、相互に確認を行うように努める。

（6）提言6

【提言】返礼割合に余裕を持った運用を行うこと。また、時勢に合った買取り価格や寄附額の設定を定期的に行うこと。
【要旨】現行の運用方法を顧みると、寄附を集めやすくするため返礼割合に余裕のない運用がされていた。また、返礼品の買取り価格や寄附額も時勢の価格変動に見合った見直しがされていなかった。このことから、価格高騰時に返礼割合を超過したり返礼品の確保が困難な事態が生じやすくなっていたと感じられた。 今後は、価格高騰にも対応できるように返礼割合に余裕を持たせた運用と、時勢に合った制度設定を常に行うことが必要であると考える。

○　対応方針

①　物価高騰などにも対応し得るように、返礼割合及び募集適正基準に余裕の持った運用を行う。

②　提言4への対応と同様に、推進会議において定期的に制度設定の点検・検証を行っていく。

（7）提言7

【提言】返礼品の実際の数量に見合った寄附額となるように、寄附募集を2回に分けるなどの工夫を行い、返礼品不足を招かない制度設計を行うこと。
【要旨】農産物で秋収穫のものを返礼品にしていることから、出荷数量把握が難しい面もあるが、運用上、寄附を先に募る事務となっており返礼品確保に不安要素があると考える。米の価格が安定しない昨今では、いつでも不足分は調達できると判断して運用を行うのではなく、寄附募集を2段階に分けるなど返礼品数量に見合った運用を行うことが必要であると考える。

○　対応方針

①　返礼品となる米の出荷契約時には契約数量の確実な把握に努め、出荷時期には農協と連絡を密にして出荷実数の確実な把握を行っていく。

②　寄附募集期間を2段階等に分割し、米の出荷前に過度に寄附を募集せず、余裕を持った運用を行っていく。

（8）提言8

【提言】返礼品、特に米に係る出荷契約の見直しや返礼品に使用する米の品種の増加など、天候不順等にも対応できる制度設計を行うこと。
【要旨】昨今の高温障害など、気候の変化により現在返礼品としているコシヒカリのみでは安定した供給に不安要素がある。食味が同様で作付けが安易な品種も返礼品として導入するなどの工夫も今後は必要であると考える。

○　対応方針

①　高温に強い新たな品種の導入など、複数の品種による運用を進めていく。

3　終わりに

以上が、検証会からいただいた政策提言に対して、町が取る対応方針を示したものである。ここに示した方針を確実に実行に移しながら、ふるさと納税制度の再構築に努めていくものである。

ふるさと納税制度復帰に当たっては、制度本来の趣旨・理念である納税者の方が、税制を通じて生まれ故郷や応援したい地域への力になれる制度であること、自治体が取組をお知らせすることで、地域の在り方を考えるきっかけとなること、これらにより自治体と納税者の両者が共に高めあう関係を得られる制度であることに立ち返り、寄附額の追求ではなく法令遵守による健全な制度運用を基本理念として、皆さまからの信頼回復に全力で取り組んで参る所存であることを今一度示し、結びとするものである。